

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 38 回食品表示部会

日時 : 2010 年 5 月 3 日 (月) ~ 5 月 7 日 (金)

場所 : ケベック (カナダ)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
(a)	任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案（ナトリウム（食塩）に関する電子作業部会の取りまとめ結果）（ステップ 4）
(b)	義務的栄養表示に関する討議文書
(c)	栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案（ステップ 4）
(d)	食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取り扱う表示規定に関する討議文書
5.	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン
(a)	エチレンの他の製品への使用の追加(ステップ 7)
(b)	ガイドライン見直しの体系的な方法に関する討議文書
6.	遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品由来原材料の表示
(a)	包装食品の表示に関する一般規格の修正案（ステップ 7）
(b)	遺伝子組換え / 遺伝子操作技術由来食品に関する食品、食品原料の表示に関する提言案について（ステップ 4）
7.	包装食品の表示に関する一般規格のコーデックス国際ナンバリングシステムへの整合

8.	包装食品の賞味量表示に関する OIML の勧告に沿った包装食品の表示に関する一般規格の修正
9.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
10.	偽装有機食品の疑いがあるときの権限当局による情報交換に関する討議文書
11.	エネルギードリンクの誤解を招く名称について（ナイジェリアからの提案）
12.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
(a)	スピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅を付属書 2 表 2 に追加する新規作業提案
(b)	有機養殖漁業に関する新規作業提案
(c)	新規作業
13.	報告書の採択

第 38 回食品表示部会（CCFL）の概要

1．開催日及び開催場所

日時：2010 年 5 月 3 日（月）～ 5 月 7 日（金）

場所：ケベック（カナダ）

2．参加国及び国際機関

61 加盟国、1 加盟機関(EU)、25 国際機関（合計 251 名）が参加

3．我が国からの出席者

消費者庁食品表示課 課長	相本 浩志
消費者庁食品表示課 課長補佐	江島 裕一郎
消費者庁食品表示課 衛生調査官	芳賀 めぐみ
農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長補佐	渡辺 裕子

テクニカルアドバイザー

財団法人日本健康・栄養食品協会

浜野 弘昭

4．主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 4 FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について

(a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案(ナトリウム(食塩)に関する電子作業部会の取りまとめ結果)(ステップ 4)

ナトリウム(食塩)に関する電子作業部会の議長国であるニュージーランドからナトリウム(食塩)について同意が得られなかったことが報告された後、ナトリウム(食塩)、トランス脂肪酸、添加糖類(added sugars)及び食物繊維について議論が行われ、ステップ 5 として、第 33 回総会に諮ることが合意された。

個別の栄養素の議論は以下の通り。

○ ナトリウム/食塩

食塩と表示すべきとする国と、ナトリウムと表示すべきであるとする国、ナトリウムと食塩相当量を併記すべきとする国とで意見が分かれ、合意には至らず、総会には保留を示す括弧書きのまま諮り、今後はニュージーランドを議長国とする電子作業部会において検討を行うこととされた。

○ トランス脂肪酸

トランス脂肪酸の対策は必ずしも表示に限定されるものではないとの理由からト

ランス脂肪酸の記載を支持しない国に対し、すでに義務表示を行なっている米国等からは、WHO の世界戦略においても重要な要素であり、飽和脂肪酸とともに義務的な表示を行なうべきであり、表示の効果が得られているとの意見が出された。議論の結果、栄養表示ガイドライン(CAC/GL2-1985)の第 3.2 項 3.2.1.2 改定案の常に表示される栄養成分リスト（以下「リスト」という）から削除し、第 3.2.1.4 項の注釈部分にトランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国は、栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮する必要がある旨を記載することで合意された。

○ 添加した糖類

ノルウェー等が、表示の必要性を支持したが、WHO から表示の目的としては、added sugars ではなく total sugar を推奨しているとの助言があった。added sugars と原材料にもともと含まれる糖分を区別できる検出法はなく、実効性を持たせることが困難であることから、多くの国からも、added sugars ではなく、total sugars で表示すべきとの意見が出され、最終的には、常に表示されるリストに加えないことで合意された。

○ 食物繊維

食物繊維は、健康にとって重要であることからリストに加えるもしくは、注釈部分に盛り込むべきとの意見が出されたが、国レベルでの対応が可能であるとして、最終的には、リストに加えないことで合意された。

(b)義務的栄養表示に関する討議文書

栄養表示の義務化に伴う費用と利益、義務表示が果たす役割、表示を義務化する食品等について、これまでの議論を踏まえ、電子作業部会で議長国を務めたオーストラリアが討議文書を取りまとめた。本部会で討議文書の内容が議論され、各国政府が、義務的あるいは任意の栄養表示制度を導入する際に参照できるよう修正された討議文書を部会報告書の添付文書にすることが合意された。さらに FAO/WHO がこの討議文書を栄養表示に関する制度を作る際に利用することを勧めることについて同意した。

(c)栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案（ステップ 4）

栄養表示ガイドライン中に設ける栄養表示の読みやすさに関する新たなセクションについて電子作業部会で議長国を務めた米国が原案を説明し、様式、最小フォントサイズを決めるかどうか、除外規定等について部会において議論された。他のガイドラインとの整合性をとるべきなどの意見もあったが、各国の意見に基づき原案に訂正を加え、最終的にはステップ 5/8 へ進め、第 33 回総会に諮ることで合意された。

(d) 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取り扱う表示規定に関する討議文書

WHO の世界戦略で特定された食品原材料である果実、野菜、豆類、穀類、ナッツ及び糖類(free/added sugars)、ナトリウム(食塩)について、これらの食品原材料を取り扱う表示規定に関した討議文書案が電子作業部会の議長国を務めたノルウェー及びカナダより説明され、部会において議論された。

「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン(CAC/GL 23-1997, Rev.2004)における、健康強調表示や食事ガイドライン或いは健康的な食事に関連した強調表示を更に促すためのガイドラインの策定」に関する新規作業の提案については、合意されなかった。

「標準化されたシンボルマークの使用等」については、必要性を否定するわけではないが、議論に入るだけの条件が整っていないことから、見送ることとなった。

「糖類または食塩の無添加の栄養成分強調表示の追加」に関する新規作業提案及び「添加糖類やナトリウムの明示的な比較強調表示の追加」に関する新規作業提案については、CCNFSDU に検討を求めて回答されたトランス脂肪酸と飽和脂肪酸に関する強調表示の基準作成作業も含め、部会期間中にカナダ、ノルウェーが作成したプロジェクトドキュメントについて再度検討され、報告書の付属文書(APPENDIX)とされ、カナダを議長国とする電子作業部会、物理的作業部会でこの作業が検討されることとなった。

「世界戦略で特定された成分等の定義」に関する新規作業提案については、合意されなかった。

議題 5 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン

(a) エチレンの他の製品への使用の追加(ステップ7)

エチレンの使用目的として、熱帯果実の追熟、ミバエ被害防止のためのかんきつ類の成熟、玉ねぎ及びばれいしょを貯蔵する際の発芽抑制及びパイナップルの開花誘発を追加することが各国から提案された。特に と について、多くの熱帯諸国が主に経済的な効果を理由として有機ガイドラインへの追加を支持した。

については、キウイフルーツ追熟のためのエチレンの使用が提案された際に提出されたデータを他の熱帯果実にも適用し、追加することができるという意見もあったものの、有機の信用性を保つために使用可能資材の用途拡大には妥当な根拠が必要だという理由で、今回会合で追加することはせず、熱帯果実に限らずすべての果実の追熟目的でのエチレンの使用について、電子作業部会で検討することとなった。

また、セクション 5.1 のクライテリアは付属書 2 へ資材を追加する際の指標であり、付属書 1 への追加には適用されないという見解が議長から示された。このため、付属書 2 への追加が検討される 及び 並びに議題 12(a)で提案されている 3 資材については、別途、議題 5 (b)で提案されている電子作業部会で検討することとなった。また、については、EU が必要な根拠を作成することとなった。

(b) ガイドライン見直しの体系的な方法に関する討議文書

米国が討議文書を作成したものの、特に４年サイクルでの見直しは受入困難だと他国に指摘されたこと及び討議文書で修正することが提案されたセクション８（ガイドラインの継続的見直し）はその削除が前回会合で合意されていたことから、米国が改めて EU と共同で議場配布文書を作成し、提案内容が差し替えられた。新たな提案は、付属書２への資材の追加について、電子作業部会を活用し、２年サイクルで検討する仕組み。また、電子作業部会の任務は、第 38 回会合の議題 5(a) 及び 12(a) で提案された資材の付属書２への追加の検討、セクション 5.1 のクライテリアを満たすために不足しているデータの収集、提案された資材が付属書２に含まれるべきかの第 39 回会合への提案及び この仕組みの有用性の部会への報告になり、に基づき今後ともこの仕組みを続けるかが検討されることとなった。

また、セクション 8 及びセクション 8 に言及しているか所の有機ガイドラインからの削除が合意された。

議題 6 遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品由来原材料の表示

a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案（ステップ 7）

包装食品の表示に関する一般規格の修正案（ステップ 7）について、日本より、バイオテクノロジー、遺伝子組換え生物の定義に関する修正案を文書で提出し、検討が行われ、EU 諸国、ブラジル、ケニア、消費者団体などより多くの支持が表明されたが、米国、アルゼンチン、コスタリカ等より定義について、すでに他の原則文書で定義されていることから、改めて定義する必要はないと主張がなされ、米国より、バイオテクノロジーに関する説明を注釈部分に示す案も示されたことから、ステップ 6 に戻し、次回部会までに、日本の修正案をもとに、各国の意見を求めることとされた。

b) 遺伝子組換え / 遺伝子操作技術由来食品に関する食品、食品原料の表示に関する提言案について（ステップ 4）

EU 諸国、シンガポール、ガーナ、ケニア、韓国等より作業継続を希望する旨が表明された一方、米国、アルゼンチン、ドミニカ、メキシコ等より作業中止を希望する旨が表明された。議長より、作業継続する旨が言い渡され、すでに示されているブラジル案（表示規制は各国において異なることを示すこと）、アメリカ案（遺伝子組換え作物が他の作物と異なることを想起することを目指すものではないこと）をもとに検討されたが、ブラジル案、アメリカ案ともに支持する国が拮抗した。このため、議長より、昼休み中に文案を作成する非公式ミーティングが提案され、このミーティング中に検討がなされ、「遺伝子組換え食品に関する表示制度は各国で異なっているが、本文書は、既存のコーデックス文書で遺伝子組換え食品の表示に関する重要な要素を編纂することのみを目的としている。この文書は、遺伝子組換え食品が、その生産方法を理由に、他の食品と異なっていることを想起させることを目指しているわけではない」との冒頭文案が示さ

れ、ステップ3としてこの文案、議長が提案したブラジル案の修正案について、各国のコメントを求め、次回部会までにガーナを議長国とし、EUがサポートする物理的作業部会（ブリュッセルで開催予定）で検討されることとされた。

議題7 包装食品の表示に関する一般規格のコーデックス国際ナンバリングシステムへの整合

包装食品の表示に関する一般規格の添加物の用途からのacidの除外、添加物の用途を示す言葉としてclass titlesをfunctional classesに修正すること、添加物の新たな用途を含める際に必要なこと及び現在の添加物の用途名のリストをわかりやすくするための改善について検討が行われ、若干の修正ののち合意された。

議題8 包装食品の賞味量表示に関する OIML の勧告に沿った包装食品の表示に関する一般規格の修正

討議文書の修正には時期尚早というOIMLの提案を受け、本議題の議論は次回会合まで延期された。

議題9 規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料

本議題は、本部会の議題には残るものの、他部会のスケジュールの関係で、今回部会で電子作業部会の設置及びそのTerms of referenceについての議論が行われ、詳細な議論については、第39回部会まで延期し、作業を継続することで合意された。

議題10 偽装有機食品の疑いがあるときの権限当局による情報交換に関する討議文書

有機市場の拡大に伴い偽装有機食品が増えてきているが、「輸入食品の拒絶に係る関係国間の情報交換に関するガイドライン（CAC/GL 25）」にはデータベースの活用、認証機関同士の情報交換及び最終的な輸入国との情報交換という観点が不足しており、FAO による有機権限当局のリスト化並びに有機ガイドラインについての食品輸出入検査認証制度部会（CCFICS）文書への参照の追加及びセクション6（検査・認証制度）の修正がEU から提案された。

「輸入食品の拒絶に係る関係国間の情報交換に関するガイドライン（CAC/GL 25）」を作成した CCFICS において検討すべきとの意見に基づき、CCFICS に見解を求めることとなった。このため、EU が作成した討議文書について各国からコメントを集め、次回会合で質問を取りまとめ、次回 CCFICS において議論されることとなった。

議題11 エネルギードリンクの誤解を招く名称について（ナイジェリアからの提案） 資料が提出されなかったことから、議題から削除された。

議題 12 その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地

(a) スピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅を付属書 2 表 2 に追加する新規作業提案

前述のとおり、議題 5 (b) で提案された電子作業部会で検討することとなった。

(b) 有機養殖漁業に関する新規作業提案

有機養殖の基準は世界的にまだあまり普及していない中で、現時点での基準作成は時期尚早との意見が出されたものの、他の多くの国が新規作業とすることを支持した。議長の意見により作業予定が若干後ろ倒しされた上で新規作業として総会へ提案することが合意された。

(c) 新規提案

・ NRVs の定義に関する新規作業 (CCNFSDU から回答をうけて行う作業)

プロジェクトドキュメントにより提案された内容で作業を始めることで合意された。また、カナダから、CCNFSDU から回答をうけた NRVs の定義について日本がかねてから主張していた提案と同様に INL98ではなく、EARを用いるべきではないかとの意見が出されたが、CCNFSDUでの合意のもとに回答されたものであることから、今回の部会で修正案を検討することは難しいとされた。

・ 食品及び食品原材料に「天然」の文言を使用する際の定義に関する新規作業 (国際天然ガム開発連合からの提案)

各国からの同意が得られなかったことから、作業を行わないことで合意された。

次回会合の日程及び開催地

第 39 回 CCFL は、2011 年の 5 月 9 日から 13 日に、カナダのケベックで開催される予定である。

(参考)

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案	5	第 33 回 CAC 電子作業部会（議長国：ニュージーランド）
栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案	5/8	第 33 回 CAC
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン 付属書 1 及び 2（エチレンの他の製品への使用の追加）	7	第 39 回 CCFL
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン 付属書 2（スピノサド、炭酸水素カリウム及びオクタン酸銅の追加）	-	第 39 回 CCFL
遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品由来原材料の表示 a)包装食品の表示に関する一般規格の修正案	6	第 39 回 CCFL
b)遺伝子組換え / 遺伝子操作技術由来食品に関する食品、食品原料の表示に関する提言案について	4	第 39 回 CCFL 物理的作業部会（議長国：EU 及びガーナ）
有機養殖漁業に関する新規作業	-	第 33 回 CAC